

点検評価部会において検証する2010年度の目標

	項目	前年度実績	2010年度の目標	備考
職業安定分科会	就職率(常用)	23.7%	26%以上	○ 就職率(常用(注)) 就職件数 / 新規求職者数 (注)「常用」とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているものを指す。 ○ 雇用保険受給者の早期再就職割合 早期再就職者数(注) / 受給資格決定件数 (注) 雇用保険の基本手当の支給残日数を所定給付日数の2/3以上残して早期に再就職する者の数(例えば、所定給付日数90日の者が、支給残日数を60日以上残して再就職した場合)。 ○ 求人充足率(常用) 充足数 / 新規求人数 ○ 希望者全員が65歳まで働ける企業の割合 [65歳以上の定年の定めをしている企業、定年の定めを廃止した企業、希望者全員を対象とした65歳以上までの継続雇用制度を導入している企業] / [高齢者等の雇用の安定等に関する法律第52条第1項に基づく高齢者雇用状況報告を提出した31人以上規模の企業] ○ 「70歳まで働ける企業」の割合 [70歳以上の定年の定めをしている企業、定年の定めを廃止した企業又は70歳以上までの継続雇用制度(希望者全員又は基準に該当する者を対象とする制度)を導入している企業のほか、企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度のある企業] / [高齢者等の雇用の安定等に関する法律第52条第1項に基づく高齢者雇用状況報告を提出した31人以上規模の企業]
	雇用保険受給者の早期再就職割合	21.4%	22%以上	
	求人充足率(常用)	32.5%	31%以上	
	ハローワークの職業紹介により正規雇用に結びついたフリーター等の数	約25.6万人	23万人以上	
	新規高卒者内定率	93.9% (2010年3月末現在)	90%以上 (2011年3月末現在)	
	若年者等試行雇用事業	開始者数52,852人 常用雇用移行率 78.9 %	開始者数38,000人以上 常用雇用移行率80%以上	
	希望者全員が65歳まで働ける企業の割合	44.6% (2009年6月1日時点)	50%以上 (2011年6月1日時点の報告)	
	「70歳まで働ける企業」の割合	16.3% (2009年6月1日時点)	20%以上 (2011年6月1日時点の報告)	
	中高年齢者試行雇用事業	開始者数 6,217人 常用雇用移行率77.3%	開始者数2,550人以上 常用雇用移行率77%以上	
	正社員求人数	(参考)正社員求人数 258万人	前年度実績以上	
	緊急人材育成支援事業による職業訓練	(参考) 受講申込者数 約12万人(2010年3月31日時点の実績) 修了3か月後の就職率 -	受講者数15万人 修了3か月後の就職率60%以上	
	就職支援プログラム事業	開始者数89,481件 就職率74.5%	開始件数105,000件以上 就職率70%以上	
	マザーズハローワーク事業	重点支援対象者数39,483人 就職率80.8%	重点支援対象者数39,500人以上 就職率74%以上	
	生活保護受給者等就労支援事業	就職率51.0%	就職率60%以上	
	心の健康相談等	-	キャリアアップ・ハローワーク、同コーナーを中心に、月2回程度の実施	
	ハローワークのサービス改善	-	ハローワーク利用者の満足度80%以上	
	広報	-	2010年度下半期の都道府県労働局のホームページに対する満足度(雇用施策に係るもの)について、同年度上半期実績以上	

点検評価部会において検証する2010年度の目標

	項目	前年度実績	2010年度の目標	備考
雇用均等分科会	男性の育児休業取得率	1.72% (2009年)	3%	○ 男性の育児休業 【厚生労働省「雇用均等基本調査」(平成21年度)】5人以上規模事業所における2008年4月1日から2009年3月31日までの1年間に配偶者が出産した者に占める育児休業取得者(2009年10月1日までに育児休業を開始した者)の割合
	3歳までの育児のための短時間勤務制度の制度普及率	47.6% (2009年)	50%	○ 3歳までの育児のための短時間勤務制度の制度普及率 【厚生労働省「雇用均等基本調査」(平成21年度)】5人以上規模事業所に占める2009年10月1日現在における3歳までの育児のための短時間勤務制度を措置している事業所の割合
	ポジティブ・アクション取組企業割合	30.2% (2009年)	30%	○ ポジティブ・アクション取組企業割合 【厚生労働省「雇用均等基本調査」(平成21年度)】30人以上規模企業におけるポジティブ・アクションに取り組んでいる企業割合
障害者雇用分科会	ハローワークにおける障害者の就職率	16.8%	16%以上	○ 障害者の就職率 就職件数 / 新規求職者数＋前年度末時点における有効求職者数(注) (注)障害者の就職率については、求職登録に有効期限が無いこと等から、就職率の算出に当たっては、前年度末時点の有効求職者数を算入
	障害者の雇用率達成企業の割合	45.5% (2009年6月1日時点)	45%以上(※1) (2011年6月1日時点の報告)	○ 障害者の雇用率達成企業の割合 【厚生労働省「障害者雇用状況報告」】56人以上規模の企業において法定雇用率を達成(注)している企業の割合 (注)法定雇用障害者数に不足数が無いこと
	障害者試行雇用事業 (トライアル雇用)	①開始者数 8,545人 ②常用雇用移行率 84.3%	① 8,600人以上 ② 83%以上	※1 目標設定に当たっては、平成22年7月から施行される改正障害者雇用促進法による制度改正の影響を考慮し、設定。

点検評価部会において検証する2010年度の目標

	項目	前年度実績	2010年度の目標	備考
職業能力開発分科会	ニートの縮減 ※現在のニート数 63万人(2009年)	サポステによるニートの就職等進路決定者数:0.2万人 (平成21年度上半期の登録者に係る実績)	サポステによるニートの就職等進路決定者数:0.7万人	○ サポステによるニートの就職等進路決定者数 地域若者サポートステーション来所者の利用開始後6ヶ月後経過時点の就職等進路決定者数
	ジョブ・カード取得者	15.9万人 (2009年度)	25万人	○ ジョブ・カード取得者 ハローワーク等でキャリア・コンサルタントがジョブ・カードを交付した数
	公共職業訓練(離職者訓練)の受講者数及び就職率	＜受講者数＞ 22万人 (2009年度計画数) ＜就職率＞ 施設内訓練:75.2% 委託訓練:62.2% (2009年度(※12月修了分までの実績))	＜受講者数＞ 22万人 ＜就職率＞ 施設内訓練:80% 委託訓練:65%	○ 公共職業訓練の受講者数及び就職率 受講者数については、雇用・能力開発機構及び都道府県が設置する公共職業能力開発施設及び当該施設より委託された民間教育訓練機関等において実施する離職者訓練の入校者数 就職率については、平成21年度の離職者訓練の修了者等(1ヶ月以下のコースは除く)に占める、訓練終了3ヶ月後に就職している者の割合
	緊急人材育成支援事業による基金訓練の受講者数及び就職率(再掲)	＜受講申込者数＞ 約12万人 (2010年3月31日現在) ＜就職率＞ 59.3% (2009年度(※1月修了分までの実績)) —	＜受講者数＞ 15万人 ＜就職率＞ 60%	○ 緊急人材育成支援事業による基金訓練の受講申込者数及び就職率 受講申込者については、公共職業安定所にて緊急人材育成支援事業による基金訓練への「受講申込書」を交付した数 就職率については、平成21年度の基金訓練の修了者等に占める、訓練修了後3ヶ月に就職している者の割合
	自己啓発を行っている労働者の割合	正社員:42.1% 非正社員:20.0% (2010年(※調査対象年度は2008年度))	正社員:50% 非正社員:30%	○ 自己啓発を行っている労働者の割合 【厚生労働省「能力開発基本調査」(平成21年度)】常用労働者30人以上を雇用する事業所より無作為に抽出した事業所に雇用される常用労働者から、無作為に抽出した常用労働者のうち「自己啓発を行った」と回答した者の割合

点検評価部会において検証する2010年度の目標

	項目	前年度実績	2010年度の目標	備考
労働条件分科会	年次有給休暇取得率	47.4% (2008年)	50.4%	○ 年次有給休暇取得率 【厚生労働省「就労条件総合調査」(平成20年)】常用労働者数が30人以上の民営企業における、全取得日数／全付与日数(繰越日数を含まない) ○ 週労働時間60時間以上の雇用者の割合 【総務省「労働力調査」(平成21年)】非農林業雇用者(休業者を除く)総数に占める週間就業時間(年平均結果)が60時間以上の者の割合
	週労働時間60時間以上の雇用者の割合	9.2% (2009年)	9.2%	
安全衛生分科会	労働災害発生件数	119,291件 (2008年)	前年比3%減	○ 受動喫煙のない職場 「全面禁煙」、「喫煙室を設けそれ以外を禁煙」のいずれかの措置を講じている事業所の割合
	メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合	33.6% (2007年)	メンタルヘルス対策について有識者による検討を開始し、報告書を取りまとめ、その報告書を受けて労働政策審議会での議論を行う。	
	受動喫煙のない職場	46% (2007年)	職場における受動喫煙防止対策に関する検討会報告書を取りまとめ、その報告書を受けて労働政策審議会での議論を行う。	